

業務委託仕様書

1 事業名

水路除草業務委託（準用河川宮ノ谷川）

2 業務の目的

適切な水路空間を確保するため、準用河川（宮ノ谷川）内の除草作業を行うものである。河川内の草木（水路壁に絡むツルも対象）を地面付近で切断、堆積した投棄や落葉も除去の対象とする。除去材については適正に運搬処理をする。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年8月29日（金）まで

4 履行場所

準用河川宮ノ谷川

右京区京北下中町新柿ノ木他（別紙箇所図・詳細図参照）

5 業務範囲

別紙「箇所図・詳細図及び写真」の業務範囲（水路内）

6 業務内容

別添の箇所図及び写真に示した範囲の除草を行う（①～③-2）。

撤去した除草材については、受注者により適正に運搬し処分を行う。

7 見積項目

除草作業、交通誘導員、収集運搬費、処分材とそれ以外で生じた処分費

8 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを本職員と確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

提出する書類

1. 業務完了報告書（様式 19）

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000190/190817/R0702_11-sekkei-word.doc

2. 請求書

https://www.city.kyoto.lg.jp/kaikei/cmsfiles/contents/0000300/300554/13_lseikyusyo.xls

3. 写真（着手前、完了時、履行時）※データ提出可

9 特記事項

（費用）

- ・ 作業に要する労務費、交通誘導、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・ 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び指定した廃材以外の処分費は本業務に含む。
- ・ 作業で生じた刈草や落葉以外に、散財するごみや不応登記物は受注者の処分とする。

（安全）

- ・ 作業にあたっては通行車両等の安全に十分配慮し、適切な規制のうえ実施すること。なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受注者において取得すること。取得後の許可書写しを作業前までに提出をする。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受注者の責任においておこなうこと。

- ・ 作業中の事故をはじめとした問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

(工程)

- ・ 実施予定日が確定した際は、1週間前までを目途に受託者から発注者へその旨の報告を行うこと。
- ・ 作業実施の1週間前を目途に前後100m程度に作業の予告看板を設置すること。看板は飛散しないよう固定をする。
- ・ 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。

(その他)

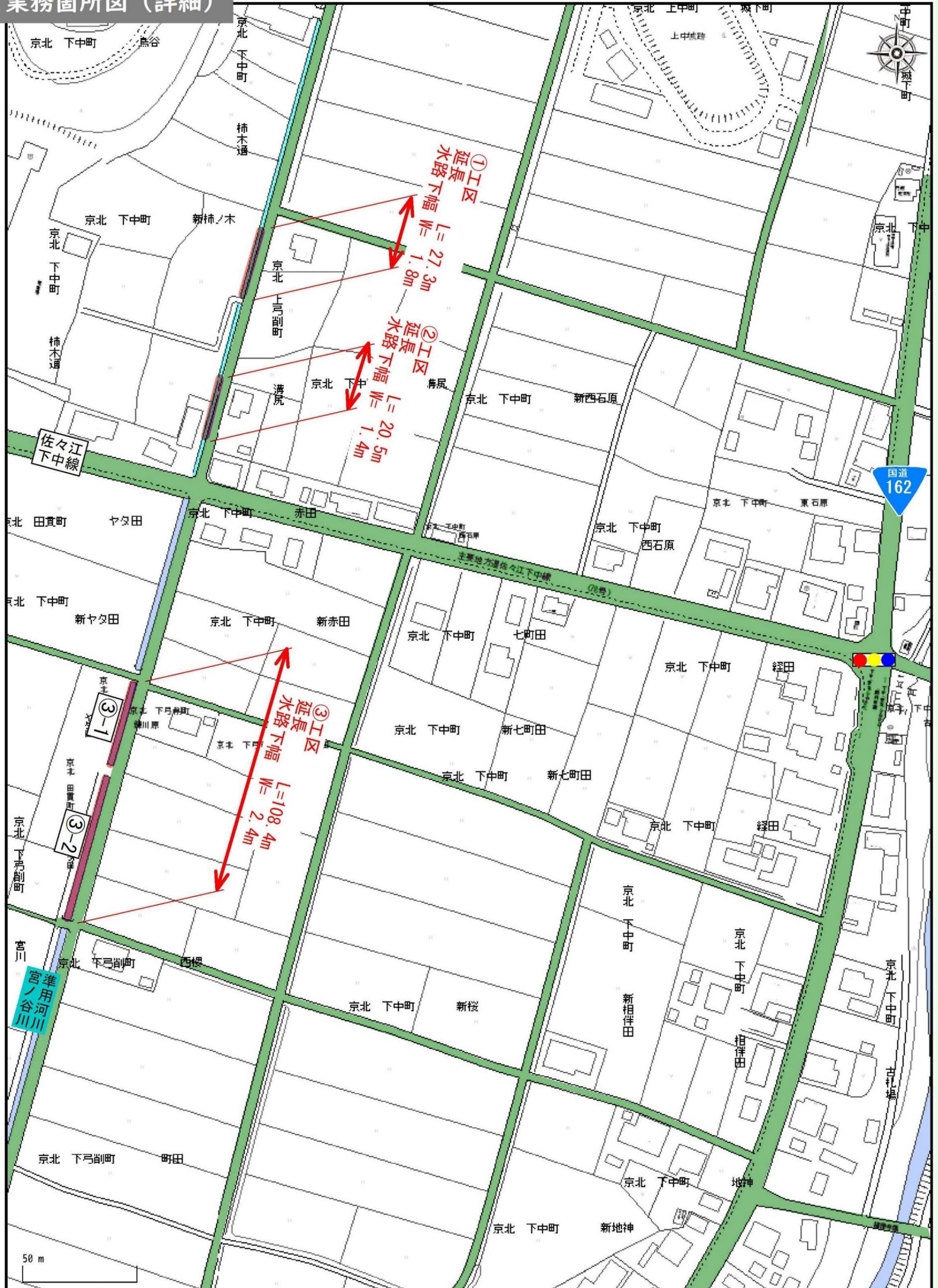
- ・ 作業で生じた刈草や落葉等は現地に仮置きをせず、刈取りした都度に搬出をする。
- ・ 気象状況により水路内の水かさが増している場合がある。作業に当たっては前もって気象状況を把握すること。
- ・ 除草する草木の刈込する位置は地面付近とする
- ・ 除草部分は水路の三面張り（両側面と底面）を対象とする。
- ・ 本作業完了後、完成書類等を速やかに作成し、メール等にて本市担当者に提出すること。
- ・ 作業時は隣接する道路の通行車両の妨げにならないよう注意及び対処する。

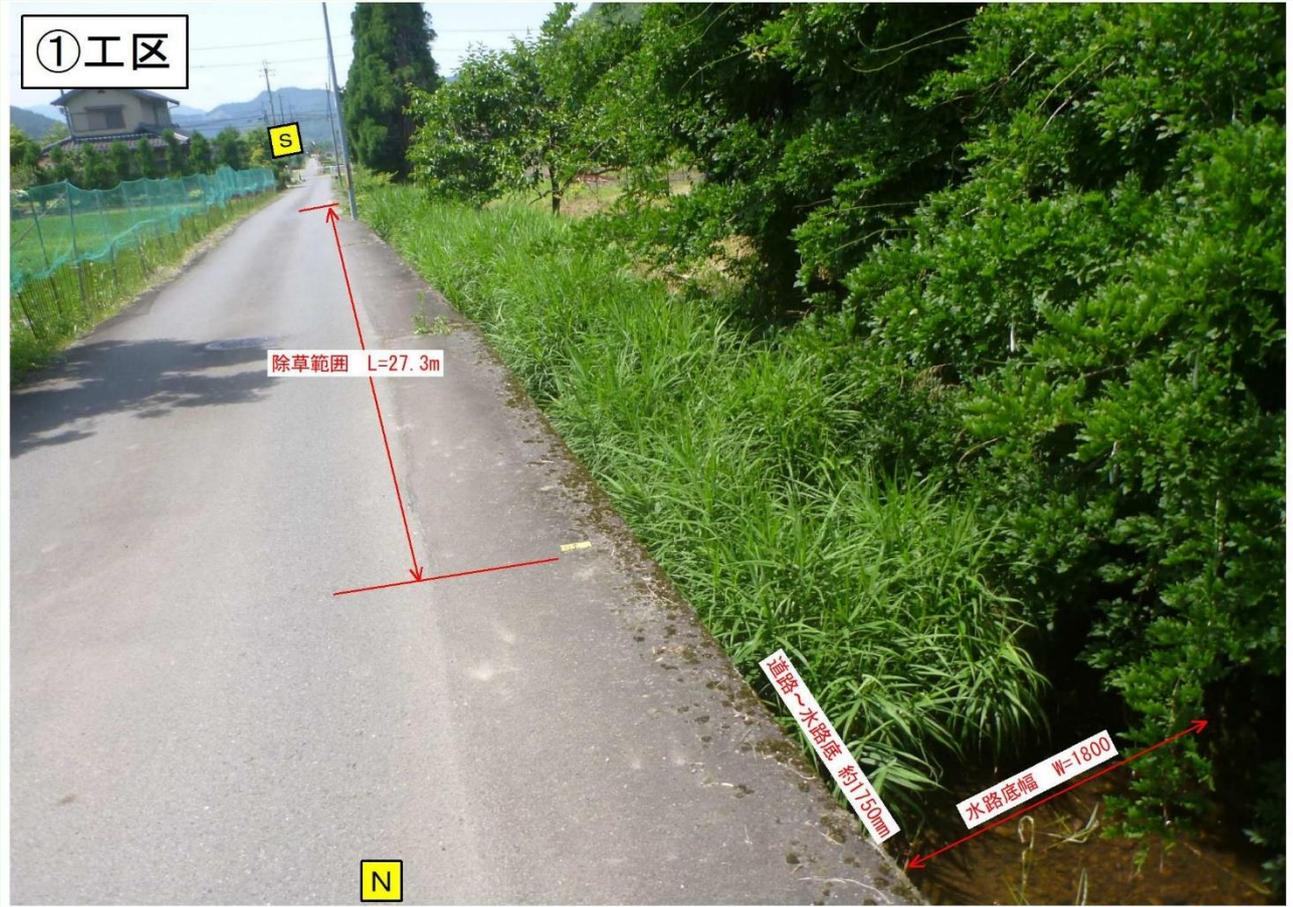
業務委託箇所図 (右京区京北下中町他)



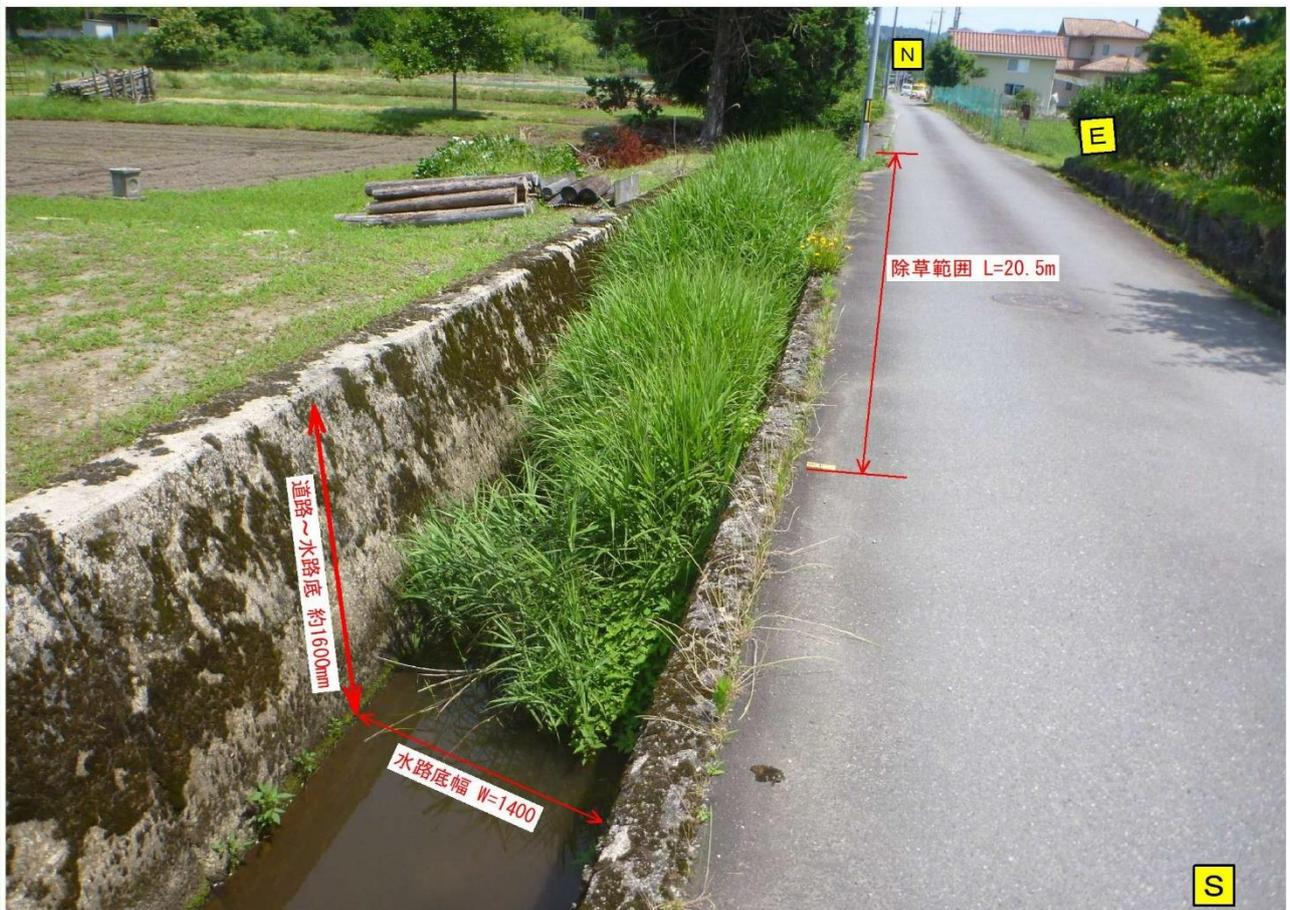
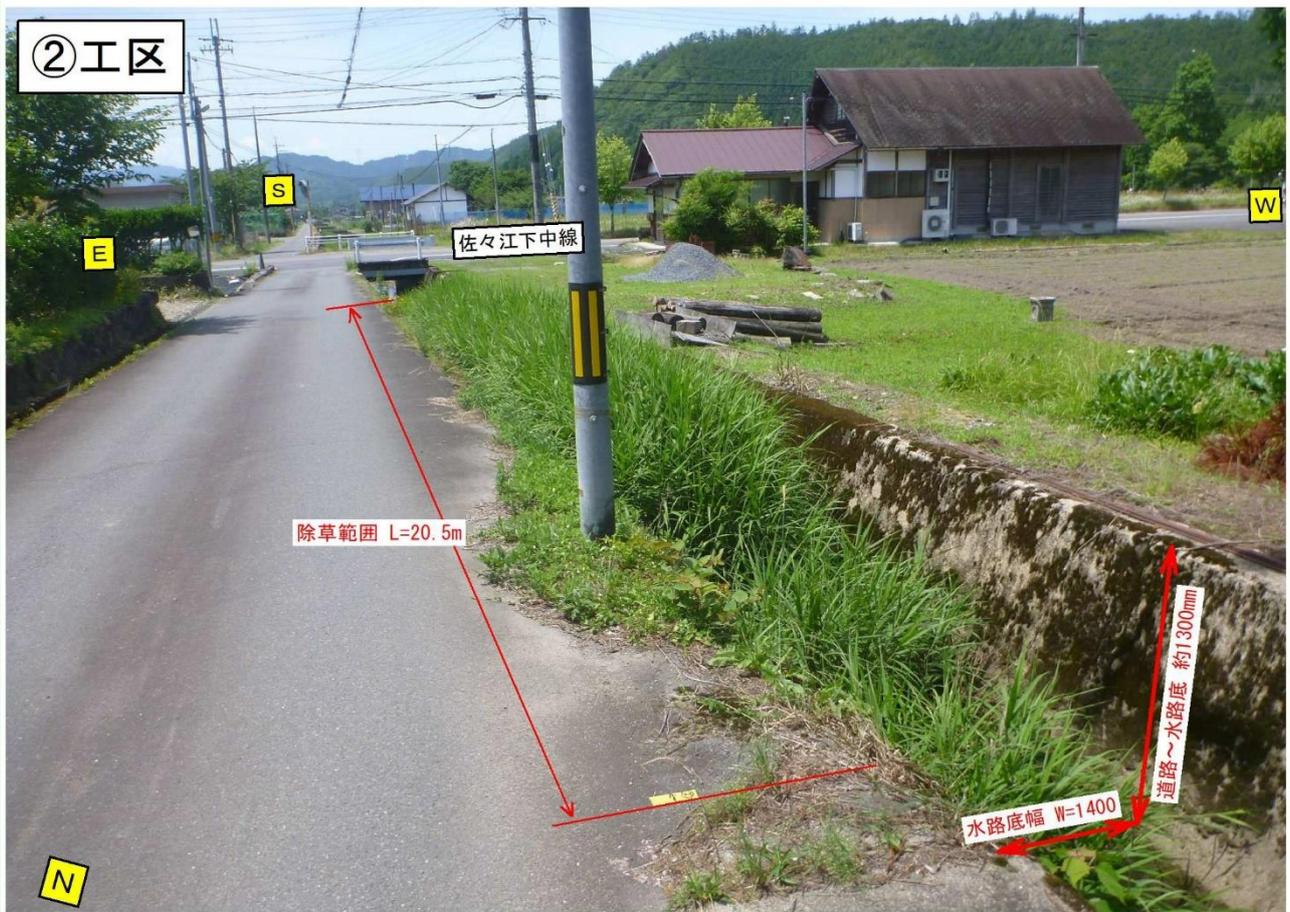
複製
転載

業務箇所図 (詳細)





撮影日：令和7年6月19日



撮影日：令和7年6月19日



撮影日・令和7年6月19日

③工区



撮影日：令和7年6月19日